市第66号議案 横浜市公会堂条例の一部改正

1 趣旨

横浜市開港記念会館について、令和6年4月から指定管理者による管理へ移行する とともに、利用料金制を導入するため、横浜市公会堂条例の一部を改正します。 なお、指定議案については、令和5年第4回市会定例会での提出を予定しています。

2 横浜市開港記念会館の概要

所 在 地	横浜市中区本町1-6				
構造・規模等	補強煉瓦組積造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造 地下1階、地上2階、棟屋 5階建て				
延床面積	4, 460. 99 m ²				
施設内容	講堂、会議室				

3 条例改正の主な内容

- (1) 別表第3の指定管理者選定委員会一覧に、横浜市開港記念会館指定管理者選定委員会に係る項目を追加します。
- (2) 別表第4の中区が直接管理している公会堂の使用料を定める表を削除します。
- (3) 別表第5の指定管理者制度を導入している公会堂の利用料金を定める表に、横浜市開港記念会館に係る項目を追加します。

4 条例改正後の利用料金(上限額)

				利用料金		
				単位	平日	日曜日、土曜日 及び休日
会	議	室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	9, 500	11, 400
			入場料等を徴収 する場合	百	19,000	22, 800
講		堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29, 000	34, 800
	圣	入場料等を徴収 する場合	百	58,000	69, 600	
附 (グラン	属 ドピアノ	音響装	設 備 置・映像装置等)	一式又は1台 、1日につき		6, 000

5 施行期日

- (1) 横浜市開港記念会館指定管理者選定委員会に係る項目を追加する改正公布の日から施行します。
- (2) その他の改正 規則で定める日から施行します。